主

原審判を取消す。 本件を広島家庭裁判所呉支部に差戻す。

里 由

抗告代理人は「原審判は相手方Aに対する部分を除きこれを取消す。本件を広島家庭裁判所呉支部に差戻す。」との決定を求め、相手方B、同Cは抗告棄却の決定を求めた。

を求めた。 本件抗告の理由は別紙のとおりであり、これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

一、 抗告人は原審判の申立人中Aに対しては抗告の申立をしなかつたが、本件原審当事者全員の共有に属する遺産の分割を求めるものであり、性質上合一に確定さるべき事件であるから民訴六二条の趣旨に準じ、相手方Aの関係においても抗告の効力を生じたものである。

二、 原審判は家庭裁判所が遺産の分割を適正に行うがためには遺産の範囲に争のある場合にこれを確定することは、当然の前提として必要なことがらであるから家庭裁判所が遺産の分割の審判を行うに際しては当事者間に争のある遺産についてその範囲を確定することができるとの見解に立つて、抗告人が買受け又は自らの費用で新築した抗告人の個人所有の財産であつて何れも遺産に属しないと抗争する原審判添付別紙第二目録記載の不動産並びに同第一目録記載の家屋番号第二五六番の二の家屋につき証拠に基いて遺産に属するものと判定して抗告人の右主張を排斥し分割審判をしたことは原審判の判文上明かである。

分割審判をしたことは原審判の判文上明かである。 三、 前記のような特定の財産が遺産に属するか否かについて争のある場合に家庭裁判所が遺産に属するものと判定して分割の審判をなしうるか否かについては議論のあるところであるが、当裁判所はこれを消極に解すべきものと判断する。

〈要旨〉即ち(1)家庭裁判所も下級裁判所の一つとして民事に関して特定の裁判権を有することは勿論であるが、同じく〈/要旨〉民事に関する事件であつても、私人の保護、助成ないし監督という国家の目的を達成するために裁判所が国家機関で有する形成機能を発動して、私人の権利関係の変更にのり出すのが非訟事件のるところ、民法九〇七条が家庭裁判所に委ねた遺産の分割の審判とは正にからるところ、民法九〇七条が家庭裁判所に委ねた遺産の分割の審判とは正にからないところ、民法九〇七条が審判につき非訟事件手続法を準用し、家事事者も別としてが審判手続を非公開とし、職権による事実調査、記述書もの記述を記述の表してが書きましているところが高によるに対しての事実がある。これに対してのよりによる事務によって対しているのを相当とのよりによれば、同条が家庭裁判所の管轄とする事項は、遺産であることの明かとしているの別方法を決定することの範囲にというである。(2)右の趣旨に従るものと財力とを記述を決定することの範囲にといる。を見れば、同条が家庭裁判所の管轄とする場合に、その協議に代るものとを記述といて分割方法のみにつき協議ができない場合に、その協議に代るものと対している。

る者はその確定の後に更に遺産の範囲について民事訴訟を提起して争いうるのであるから、審判は訴訟による最終結果の判明するまでの一時的、仮定的な判断たる地位にあるというのである。しかし一時的、仮定的にせよ権利の帰属を確定するものである以上その審理は当然詳細鄭重に行わざるを得ざるべく、斯くては簡易迅速な処理を主眼とする審判手続の趣旨に反するばかりでなく、民事訴訟手続の外に屋上屋を重ねて更に審判手続を認めることとなる。しかもかくしてなされた審判における判断と民事訴訟によりなされた判断とが相反する結果を招来する好ましくない場合も生じ、積極説が論拠とする事件の迅速な処理ということも所期し難いこと多言を俟たない。

四、 以上の理由で原審が本件において遺産であることにつき争ある財産についてもこれを遺産であることと判定しこれが分割の審判をしたのは結局職分管轄に違背し違法たるを免れない。本件抗告は理由がある。

よつて家事審判規則一九条一項に従い主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 河相格治 裁判官 松本冬樹 裁判官 原田博司)